

## ○静岡県警察体力検定等実施要綱の制定について

(令和元年8月20日例規第14号)

この度、別添のとおり「静岡県警察体力検定等実施要綱」を定め、令和元年8月21日から施行することとしたので通達する。

なお、静岡県警察体力検定等実施要綱の制定について（平成15年例規養第16号）は、令和元年8月20日限り廃止する。

別添

### 静岡県警察体力検定等実施要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、県警察における職員の体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 運営責任者

県本部教養課長は、運営責任者として、体力検定等の実施に関し必要な事務及び運営を行うものとする。

#### 第3 実施責任者等

##### 1 実施責任者

- (1) 所属に実施責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。
- (2) 実施責任者は、所属における体力検定等の実施に当たり、平素から事前トレーニングを徹底させるなど、体力検定等を計画的かつ安全に実施するものとする。
- (3) 実施責任者は、第5の2の実施要領に定める健康チェック票のいずれかの項目に該当する者については、体力検定等を受検させてはならない。
- (4) 実施責任者は、所属警察官が自己の体力レベルを正しく認識し、必要な体の維持向上に努めるよう、体力検定等の結果を踏まえた個別指導を行うものとする。

##### 2 推進責任者

- (1) 所属に推進責任者を置き、当該所属の次席等をもって充てる。
- (2) 推進責任者は、実施責任者の命を受け、体力検定等を安全かつ円滑に行うための実施計画を策定するものとする。

##### 3 立会責任者

- (1) 所属に立会責任者を置き、当該所属の職員のうち、警部補以上の階級にある警察官及びこれと同等の職格にある警察行政職員のうちから、実施責任者が指名する者をもって充てる。
- (2) 立会責任者は、所属の体力検定等の実施に必ず立ち会い、体力検定等が安全かつ適正に行われるよう努めるとともに、補助員を配置するなど、受傷事故防止に細心の注意を払うものとする。

##### 4 測定責任者

- (1) 所属に測定責任者を置き、講習（県本部教養課の職員が行う体力検定等の実施に関する講習をいう。）を受けた当該所属の職員のうちから、実施責任者が指名する者をもって充てる。
- (2) 測定責任者は、体力検定等が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。
- (3) 測定責任者は、立会責任者を兼ねることができない。

#### 第4 種目

- 1 体力検定の種目は、「JAPPAT（ジャパット）」とする。
- 2 体力テストの種目は、次のとおりとする。
  - (1) 握力
  - (2) 上体起こし
  - (3) 長座体前屈
  - (4) 反復横とび
  - (5) 20mシャトルラン
  - (6) 立ち幅とび

#### 第5 体力検定等の受検対象者等

- 1 受検対象者  
警察官とする。
- 2 実施基準  
警務部長が別に定める実施要領により年1回以上受検するものとする。
- 3 実施要領  
体力検定等の実施要領は、警務部長が定める。

#### 第6 実施結果の報告等

- 1 実施結果の報告  
実施責任者は、体力検定等を実施したときは、体力検定の結果にあつては体力検定実施結果表（様式第1号）により、体力テストの結果にあつては体力テスト実施結果表（様式第2号）により、速やかに、運営責任者に報告するものとする。
- 2 結果の評価等
  - (1) 運営責任者は、体力検定等の結果を、別に定める「警察体力検定級位基準表」及び「体力テスト総合評価基準表」に照らし合わせ、級位の認定及び体力判定（以下「認定等」という。）を行う。
  - (2) 運営責任者は、前記(1)の規定により認定等を行ったときは、当該認定等の結果を各実施責任者に通知する。

#### 第7 体力検定等の効力

体力検定等の結果は、第6の2(1)に規定する認定等を行った日から当該日の属する年度の次の年度の末日まで有効とする。

## 第8 安全管理

体力検定等の実施に当たっては、静岡県警察術科訓練安全管理要綱の制定について（令和3年例規第4号）を遵守しなければならない。